

一般共通仕様書

一般共通仕様書

目次

総則

第1節 一般事項

1. 1	適用範囲	3
1. 2	法令等の遵守	3
1. 3	用語の定義	4
1. 4	疑義の解釈	5
1. 5	書類の提出	5
1. 6	委任又は下請負	6
1. 7	施工体制台帳	6
1. 8	工事实績情報の作成、登録	6
1. 9	保険の付保及び事故の補償	6
1. 10	特許権等の使用	7
1. 11	監督職員の業務範囲	7
1. 12	現場代理人及び主任技術者等	8
1. 13	技能士	8
1. 14	工事関係者に関する措置請求	8
1. 15	官公署等への諸手続き	9
1. 16	費用の負担	9
1. 17	官公署等の検査	9
1. 18	設計図書等の取扱い	10
1. 19	条件変更等	10
1. 20	工事の中止	10
1. 21	文化財の保護	10
1. 22	賠償の義務	11
1. 23	工事の検査	11
1. 24	目的物の引き渡し及び所有権の移転、部分使用	11
1. 25	保証期間	12
1. 26	工事着手	12
1. 27	個人情報	12
1. 28	暴力団員等による不当介入を受けた場合における受注者の措置義務	13
1. 29	暴力団排除条例の遵守	13

第2節 安全管理

2. 1	一般事項	14
2. 2	交通安全対策	14
2. 3	歩行者通路の確保	15
2. 4	事故防止	16

2. 5	事故報告	17
2. 6	現場の整理整頓	17
2. 7	現場の衛生管理	17
2. 8	安全教育	17
2. 9	工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）の注意事項	17
2. 10	石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項	18

第 3 節 工 事 用 設 備 等

3. 1	現場事務所及び材料置場等	19
3. 2	工事用機械器具等	19
3. 3	工事現場標識等	19
3. 4	工事用電力及び工事用給排水	19
3. 5	工事に必要な土地、水面等	19

第 4 節 工 事 施 工

4. 1	一般事項	20
4. 2	事前調査	20
4. 3	障害物件の取扱い	21
4. 4	現場付近住居者への説明	21
4. 5	公害防止	21
4. 6	道路の保守	22
4. 7	臨機の措置	22
4. 8	建設副産物	23
4. 9	施工時期及び施工時間の変更	23
4. 10	工事施工についての折衝報告	24
4. 11	他工事との協調	24
4. 12	工事記録写真	24
4. 13	工事完成図	24
4. 14	工事関係書類の整備	24

一般共通仕様書

水道工事標準仕様書【土木工事編】2010 引用

総 則

1 一般事項

1. 1 適用範囲

1. この工事共通仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、大津菊陽水道企業団が発注する工事に適用する。
2. この仕様書に定めのない事項は、別に定める大津菊陽水道企業団公共工事請負契約約款、土木工事共通仕様書（熊本県土木部）、熊本県建築工事特記仕様書、熊本県電気設備工事特記仕様書その他に定める各種仕様書及び特記仕様による。
3. この仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、土木工事共通仕様書（熊本県土木部）及び特記仕様書、その他施工マニュアル等による。

1. 2 法令等の遵守

工事の施工に当たり受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等を遵守すること。

（参考：関係法令等）

建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・水道法・環境基本法・大気汚染防止法・資源の有効な利用の促進に関する法律・下請代金支払遅延等防止法・建設労働者の雇用の改善等に関する法律・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法・特定特殊自動車排出ガスの規則等に関する法律・道路運送法・道路運送車両法・雇用保険法・健康保険法・最低賃金法・地すべり等防止法・湖沼水質保全特別措置法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・労働保険の保険料の徴収等に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律・警備業法・行政機関の保有する個人情報保護に関する法律など

なお、これら諸法規の運用適用は受注者の負担と責任において行う。

1. 3 用語の定義

1. 「監督職員」とは、契約書に基づき発注者が受注者に通知した者をいう。
なお、業務内容については1. 11 監督職員の業務範囲による。
2. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
4. 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
5. 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
7. 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
9. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。
なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面、及び受注者が提出し監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
10. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
11. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
12. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
13. 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
14. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
15. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
16. 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議する。

18. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
19. 「立会い」とは、契約図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
20. 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
21. 「工事検査」とは、検査職員が契約書に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
22. 「検査職員」とは、契約書の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
23. 「同等以上の品質」とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質、若しくは、監督職員の承諾した品質をいう。
24. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間等を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
なお、設計変更及び完成書類の審査等を行う期間を含んでいる。
25. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
26. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む）の初日をいう。
27. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
28. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
29. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
30. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
31. 「SI」とは、国際単位系をいう。
32. 「JIS 規格」とは、日本工業規格をいう。
33. 「JWWA 規格」とは、日本水道協会規格をいう。
34. 「JDPA 規格」とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。
35. 「WSP 規格」とは、日本水道鋼管協会規格をいう。
36. 「PTC 規格」とは配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。

1. 4 疑義の解釈

仕様書及び設計図に疑義を生じた場合は、発注者と受注者の協議による。

1. 5 書類の提出

1. 受注者は、指定の日までに発注者の定める様式による書類を提出する。

2. 工期末の2週間前までに出来高を確認できる書類（完成図及び使用材料増減表等）を提出し、監督職員による確認を受けなければならない。
3. 工期末の7日前までに完成書類を「工事関係図書類一覧及び綴込順」に基づき作成・提出し、監督職員による確認を受けなければならない。

1. 6 委任又は下請負

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

1. 7 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。
2. 第1項の受注者は、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出する。
3. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出する。

1. 8 工事实績情報の作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行う。変更登録は、工期、工事請負代金及び技術者に変更が生じた場合等に行うものとし、「訂正のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受ける。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示する。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

1. 9 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）、「健康保健法」（大正11年法律第70号）及び「中小企業退職金共済法」（昭和34年法律第160号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行う。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を、発注者に提出する。

1. 10 特許権等の使用

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議する。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じる。
また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議する。
3. 発注者が、引き渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1. 11 監督職員の業務範囲

1. 監督職員は受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験の実施を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う。
複数の監督職員（総括監督員、主任監督員）を配置したときは以下のとおり分担し、受注者には主として主任監督員が対応する。
2. 総括監督員の業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 受注者に対する指示、承諾又は協議のうち重要なものの処理。
 - (2) 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等への報告など。
 - (3) 主任監督員等の指揮監督及び監督業務の掌握。
 - (4) その他総括監督員が必要と認める事項。
3. 主任監督員の業務は以下のとおりとする。
 - (1) 受注者に対する指示、承諾又は協議。
 - (2) 工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾。
 - (3) 施工計画書等に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施。
 - (4) 監督職員が指示する材料及び機器等の工場立会い検査の実施。

- (5) 監督業務全般についての総括監督員への報告。
- (6) その他総括監督員が指示する事項。

1. 12 現場代理人及び主任技術者等

1. 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者（建設業法第 26 条第 2 項に該当する工事については監理技術者、同第 3 項の場合にあつては専任の主任技術者）及び専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ）を定め、書面をもって発注者に通知する。
現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。
なお、現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
2. 現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理するとともに常に監督職員と緊密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行をはかる。
ただし、工事現場の常駐について、発注者の承諾を受けた場合、この限りでない。
3. 現場代理人は、工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないように指導する。

1. 13 技能士

1. 工事の施工にあたっては、「職業能力開発促進法」（昭和 44 年法律第 64 号）による技能士の作業指導のもとで行うように努める。
2. ダクタイル鋳鉄管の配管に従事する者は（社）日本水道協会の配水管技能登録者（一般登録、耐震登録、大口径登録）でなければならない。
対象管と適格者は、以下のとおりとする。
技術者 φ350mm以下（K,T,フランジ形） 《一般登録者》
φ350mm以下（K,T,フランジ,KF,NS,SⅡ,GX,PⅡ,PN 形） 《耐震登録者》
φ400mm以上（K,T,フランジ,U,KF,UF,NS,SⅡ,S,US,PⅡ,PN 形）《大口径登録者》
3. 水道配水用ポリエチレン管（E F継手）に従事する者については、以下のいずれかを交付された技能者でなければならない。
《POLITEC の水道配水用ポリエチレン管・継手 施工技術講習会の受講証》
《(旧) 水道用ポリエチレンパイプシステム研究会の講習会受講証》
《(旧) 配水用ポリエチレン管協会の講習会修了証》
《POLITEC 会員の講習会修了証》
※POLITEC とは配水用ポリエチレンパイプシステム協会をいう。

1. 14 工事関係者に関する措置請求

1. 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められ

るときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下受注者、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1. 15 官公署等への諸手続き

1. 受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続に当たっては、あらかじめ監督職員と打合せのうえ、迅速、確実に行い、その経過については、速やかに監督職員に報告する。
2. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
4. 受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行なうものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
5. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等内容を明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1. 16 費用の負担

1. 材料及び工事の検査並びに工事施工に伴う測量、調査、試験、諸手続に必要な費用は受注者の負担とする。
2. 監督職員が指示する材料及び機器等の工場立会い検査を実施する場合の試験費用、諸手続に必要な費用、交通費は受注者の負担とする。

1. 17 官公署等の検査

1. 受注者は関係法令に基づいて関係官公署その他の関係機関の検査を行う場合は、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に立会うものとする。
2. 前項検査の結果、不合格又は不備な箇所があると認められたときは、受注者等の責任で改

善し、検査に合格させなければならない。
なお、これらの検査に要する費用は、受注者の負担とする。

1. 18 設計図書等の取扱い

1. 設計図書に規定されている図書及び施工管理に必要な図書は受注者が用意する。
2. 受注者は、市販又は公表されていない図書について、監督職員が必要と認めるものは、発注者の所有する図書の貸与又は閲覧をすることができる。
3. 受注者は、設計図書及び発注者が所有する図書等は、工事目的以外で第三者に使用させ又はその内容を漏らしてはならない。
ただし、市販、公表されている場合又は事前に監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 19 条件変更等

受注者は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき。
- (2) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- (4) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたとき。

1. 20 工事の中止

発注者は、次のいずれの場合、工事の施工を全部又は一部について一時中止することができる。

- (1) 工事内容の変更、関連工事との調整、天災、その他の理由で監督職員が必要と認めるとき。
- (2) 受注者が理由なく監督職員の指示に応じないとき。
- (3) 受注者の不都合な行為があるとき。
- (4) その他、発注者が指定又は指示したとき。

1. 21 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止するとともに、監督職員に報告し、その指示に従う。

2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

1. 22 賠償の義務

1. 受注者は、工事のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。
ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、契約約款に基づき協議する。
2. 受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、発注者は一切その責を負わない。
3. 前2項の処理は、原則として受注者が行うものとする。

1. 23 工事の検査

1. 受注者は、次のいずれかに該当するとき、速やかに発注者に通知し、発注者の検査を受ける。
 - (1) 工事が完成したとき（完成検査）。
 - (2) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能なとき、又は著しく困難なとき（中間検査）。
 - (3) 部分払いを必要とするとき（出来形検査）。
 - (4) かし担保期間中に修復したとき（担保検査）。
 - (5) 工事を打ち切ったとき（打ち切り検査）。
 - (6) 工事の手直しが完了したとき（手直し検査）。
 - (7) その他必要があるとき。
2. 発注者は、検査の依頼を受けたときは、検査を行う日時を受注者に通知する。
3. 受注者は、発注者の行う検査に立会い、また協力する。この場合は、受注者が立会わないときは、受注者は検査の結果について異議を申し立てることはできない。
4. 発注者は、必要に応じて破壊検査を行うことがある。
5. 発注者は、必要があるときは、随時受注者に通知のうえ検査を行うことができる。
6. 中間検査に合格した既成部分についても、完成検査のときに手直しを命じることがある。
7. 検査に合格しない場合は、発注者の指示に従い、工事の全部又は一部につき直ちに手直し、改造又は再施工し、再び検査を受ける。
8. 検査のため変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて受注者の負担とする。

1. 24 目的物の引き渡し及び所有権の移転、部分使用

1. 工事目的物の発注者への引き渡しは、完成検査に合格したときをもって完了する。また、工事目的物が受注者の所有に属するときは、その所有権は引き渡しにより発注者に帰属する。工事目的物の既済部分又は製作品の所有権は、請負代金の支払いにより受注者から発

注者に移転するものとする。ただし、目的物全部の引き渡しは完了するまでは、受注者は、当該既済部分又は製作品について責任をもって保管する。

2. 発注者は、工事の一部が完了した場合に、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を、受注者の書面による同意を得て使用することができるものとする。ただし、使用部分についての維持管理は発注者が行う。

1. 25 保証期間

受注者は、工事目的物にかしがあるときは、発注者が定める相当の期間そのかしを補修し、またそのかしによって生じた滅失若しくは、き損に対し、損害を賠償する。

1. 26 工事着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降 30 日以内に工事（試掘等）に着手しなければならない。

1. 27 個人情報

受注者は、工事において知り得た個人情報については「大津菊陽水道企業団個人情報保護条例」に基づき次の事項を遵守し、施工にあたること。

(1) 秘密の保持

受注者は、工事で知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 工事関係者への周知

受注者は、工事関係者に前号【秘密の保持】について周知徹底しなければならない。

(3) 個人情報収集の制限

受注者は、工事にあたり個人情報を収集するときは、工事をするために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(4) 適正な情報管理

受注者は、工事において知ることができた個人情報の漏えい、滅失の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 個人情報の利用及び提供の制限

受注者及び工事関係者は、監督職員の指示または承諾がある場合を除き、工事において知り得た個人情報を工事目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(6) 複写等の禁止

受注者は、工事にあたり監督職員から渡された個人情報が記録された設計図書及びその他資料等を監督職員の承諾なしに複写してはならない。

(7) 個人情報が記録された設計図書の借用

受注者は、工事において引き渡される個人情報が記録された設計図書及びその他資料を

借用する際は設計図書の明細、社印、受領者、日時を明記した借用書を添えて借用しなければならない。

(8) 個人情報記録された設計図書の返却

受注者は、工事において借用した個人情報が記録された設計図書及び資料等は工事施工完了後直ちに監督職員に設計図書の明細、社印、返却者、日時等を明記した返却書を添えて返却しなければならない。

(9) 実地調査

受注者は、工事にあたり取り扱っている個人情報の状況について監督職員が行なう実地調査に協力しなければならない。

(10) 個人情報の廃棄

受注者は、発注者に返却する以外に知り得た情報は確実な方法で、工事終了時まで廃棄しなければならない。(給水装置情報等の法令によるものを除く。)

(11) 事故報告

受注者は、本仕様書に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、すみやかに監督職員に報告し、指示に従うものとする。

(12) 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が本仕様書の個人情報保護に関する事項に違反していると認められたときは契約の解除が出来るものとする。また、当該違反が発注者に損害を与えた場合、受注者はその損害賠償額を負担しなければならない。

1. 28 暴力団員等による不当介入を受けた場合における受注者の措置義務

暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行なうなど、厳正に対処する。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点ですみやかに管轄警察署へ通報し、捜査上必要な協力を行なうこと。
- (2) 警察に通報等を行なった内容について書面によりすみやかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行なうこと。

1. 29 暴力団排除条例の遵守

熊本県暴力団排除条例を遵守しなければならない。暴力団排除条例 同条例第 11 条 5 項に基づき、受注者は「誓約書」を提出しなければならない。また、下請負人は、再下請負人及び資材納入等契約者より「誓約書」を提出させ、5年間保管しなければならない。

2 安全管理

2. 1 一般事項

1. 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努める。
2. 受注者は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全な措置がとれるよう準備しておく。
 - (1) 工事施工に当たり「労働安全衛生規則」(昭和 47 年 9 月労働省令第 32 号)、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和 47 年 9 月労働省令第 42 号)等に定めるところにより、かつ「土木工事安全施工技術指針」(昭和 43 年 4 月建設省官技発第 37 号)を参考とし、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努める。
 - (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護さく、板囲い、足場、標示板等を施す。
 - (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておく。特に、ガス工事関連工事については、緊急措置体制をとっておく。
 - (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておく。
 - (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適切な位置に、消火器を配備し、その付近は整理しておく。
3. 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずる。
4. 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとる。
5. 受注者は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努める。
6. 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を常時着用する。
7. 大量の土砂、工所用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年法律第 131 号)「車両制限令」(昭和 36 年 7 月政令第 265 号)を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全対策上の必要事項について十分配慮したうえ、搬送計画をたて、実施する。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行わない安全を確保しなければならない。

2. 2 交通保安対策

1. 受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者及び所轄警察署の交通制限に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安さく、注意灯、照明

- 灯、覆工等を設備し、交通の安全を確保する。
2. 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行う。
 3. 工事現場は、作業場としての使用区域を保安さく等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしない。
 4. 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進行に合わせ、直ちに仮復旧を行い、遅滞なく一般交通に開放する。
 5. 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホール並びにボックスは、これを常時使用できるように確保しておく。
 6. 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工かけ又は保安ネット等で覆っておく。ただし、作業時間中で作業場所の周辺が安全に区分されている場合は、この限りでない。
 7. 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにする。
 8. 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通整理員を配置して、車両の誘導及び事故防止に当たらせる。
 9. 工事着手前は、工事・予告看板、工事中は、協力依頼・迂回路看板等を設置し地域住民及び通行車両に配慮すること。

2. 3 歩行者通路の確保

1. 歩道（歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分）で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放する。
2. 横断歩道部分で工事をする場合は、直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、かつ交通整理員を配置して歩行者の安全に努める。
3. 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事する場合は、他に歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ交通整理員を配置して歩行者の安全に努める。
4. 歩行者の通路となる部分又は家屋に接して工事をする場合は、その境界にパネル等を設置又は適切な仮道路、若しくは仮橋を設置して通行の安全をはかる。
5. 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施す。
6. 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間、白色電球等で照らしておく。
7. 歩行者通路は、原則として車道に切り回さない。ただし切り回すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通行路とは堅固なさくで分離する。
8. 工事のため歩行者通路を切り回した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では歩行者通路及び矢印を標示した標示板を設置する。
9. 片側歩道を全部使用して施工する場合は、作業帯の前後の横断歩道箇所迂回案内板等を掲示するなどして、歩行者を反対側歩道に安全に誘導する。

2. 4 事故防止

1. 受注者は、工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 5 年 1 月建設省経建発第 1 号）「土木工事安全施工技術指針」（昭和 43 年 4 月建設省官技発第 37 号）「建設機械施工安全技術指針」（平成 6 年 11 月建設省経機発第 18 号）等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置を講ずる。
2. 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意する。
3. 所要の箇所には、専任の保安責任者、地下埋設物保安責任者を常駐させ、常時点検整備（必要な補強）に努める。
4. 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者の不注意のないよう十分徹底しておく。
5. 工事中用機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては操作を誤らないようにする。
6. 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずる。
また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、適切な表示を行い、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておく。
7. 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意する。
8. 隣接する家屋や塀等に損傷があるもの、または、与える恐れがあるものについては、事前に所有者と立会いを行い、記録写真を撮るなど対策を行うこと。
9. 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。
ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用する。
10. 工事中用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずる。
 - (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努める。
 - (2) 高圧配線、変電設備には、危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ずさく、囲い、覆い等感電防止措置を行う。
 - (3) 仮設電気工事は、「電気事業法電気設備に関する技術基準」（平成 9 年 3 月通商産業省令第 52 号）に基づき電気技術者に行わせる。
 - (4) 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常な状態で作動させる。
11. 工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は監督職員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和 47 年 9 月労働省令第 42 号）等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講ずる。
12. 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は、「有機溶剤中毒予防規則」（昭和 47 年 9 月労働省令第 36 号）等によって作業の安全を期す。

13. 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法規を遵守して、周到な調査と施工管理を行う。

2. 5 事故報告

工事施工中万一事故及び公害等が発生したときは、所要の処置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに発注者に報告する。

2. 6 現場の整理整頓

1. 受注者は工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を整理整頓し、現場内及びその付近の清潔を保つ。
2. 受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃する。

2. 7 現場の衛生管理

水源地（稼動中のもので、配水池その他これに準ずる個所を含む）構内で行う工事に従事する者は、「水道法」（昭和 32 年法律第 177 号）、「水道法施工規則第 16 条」に従い、監督職員の指示がある場合は、保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書を提出する。

2. 8 安全教育

1. 受注者は作業員に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図る。なお、新規作業員等は安全教育等を実施後に就業させる。
2. 安全教育は全作業員が参加し、安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育、当該工事の内容の周知徹底および災害対策訓練、当該工事現場で予想される事故対策、他必要な事項について実施する。
3. 安全教育および訓練は計画的に実施するものとし、作成した計画は施工計画書に記載する。
4. 安全教育の実施状況は、写真、ビデオ等により記録し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく記録を提示する。

2. 9 工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）の注意事項

1. 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令 21 号）に従い、事前に石綿等（石綿障害予防規則第 2 条 2 号に掲げる物をいう。以下同じ。）の使用の有無を目視、資料等により確認し、その結果を記録する。

2. 施工に先立って、工事現場の周囲に吹き付けられた石綿等及び石綿等を使用した保温材、耐火被覆材等で飛散性のある物の使用の有無を目視等により確認する。
3. 前 2 項の確認の結果、石綿等又はその疑いのある物を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、対応を協議する。
また、施工中に発見した場合についても同様とする。ただし、仕様書で処理方法を明示しているものについては、この限りではない。
4. 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業をし、又は石綿等の除去その他の作業処理を行う場合は、「石綿障害予防規則」、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）等に従い、作業員、事業所職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように適切に施工する。
5. 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合で監督職員の指示があったものについては「建築物等の解体等の作業に当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」（平成 17 年 8 月 2 日付厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）及び「大気環境中へ石綿（アスベスト）飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について」（平成 17 年 8 月 9 日付環境省環境管理局长通知）に基づいた掲示板を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に提出する。

2. 10 石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項

石綿セメント管の撤去に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成 17 年 2 月厚生労働省令第 21 号）及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成 17 年 8 月厚生労働省健康局水道課）を活用し適切に施工する。

3 工事中設備等

3. 1 現場事務所及び材料置場等

受注者は、現場事務所、材料置場、機械据付け場所等の確保については、監督職員と協議のうえ、関係機関への手続き及び地元調整等を行う。

3. 2 工事中機械器具等

1. 工事中機械器具等は、当該工事に適応したものを使用する。
2. 監督員が不適当と認めるときは、速やかにこれを取り替える。

3. 3 工事中現場標識等

1. 工事中現場には見やすい場所に、工事件名、工事中箇所、期間、事業所名、受注者の住所、氏名等を記載した工事中標識板、その他所定の標識を設置する。
2. 発注者が、工事中内容を地元住民や通行者に周知させ協力を求める必要があると認めた場合は、受注者は発注者の指定する広報板を設置する。

3. 4 工事中電力及び工事中給排水

工事中電力（動力及び照明）及び工事中給・排水の施設は、関係法規に基づき設置し管理する。

3. 5 工事中に必要な土地、水面等

1. 直接工事に必要な土地、水面等は、発注者が確保した場合を除き、受注者の責任において使用権を取得し、受注者の費用負担で使用する。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事中の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事中の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事中の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4 工事施工

4. 1 一般事項

1. 受注者は、工事に先立ち施工計画書（工事概要、計画工程表、現場組織表、主要資材、施工方法、施工管理計画、緊急時体制、交通管理、安全管理等）を監督職員に提出し、これに基づき、工事の施工管理を行う。なお、簡易な工事等で監督職員の承諾を得た場合は、施工計画書の一部を省略することができる。
2. 受注者は、常に工事の進行状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し、工事の円滑な進行をはかる。特に、施工の期限を定められた箇所については、監督職員と十分協議し、工程の進行をはかる。
3. 受注者は、工事の出来形、品質等がこの仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行う。
4. 受注者は、工事の施工順序に従い、それぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手する。
5. 受注者は、監督職員が常に施工状況の確認が出来るように必要な資料の提出及び報告書の作成等適切な措置を講ずる。
6. 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、他企業の担当者との現地立会いその他に参加し、許可条件、指示事項等を確認する。
7. 給水切替工事施工前に土地所有者又は使用者に施工日及び施工内容等を説明確認のうえ施工すること。また、宅地内掘削の同意が得られない場合は、監督員と協議を行うこと。
8. 試掘箇所の選定及び変更等については、着手前に監督員と協議の上承認を得たうえで着手すること。
9. 試掘等により、埋設物を確認し、設計図書に沿って現場で芯出・マーキングを実施すること。このときライナー、継輪、両受短管等の有効長を忘れないこと。
10. 芯出確認後に配管変更が生じた場合は、管割図と材料集計表及び設計数量との増減を協議書にて協議し、協議完了後に購入すること。
11. 施工中舗装本復旧範囲内で漏水が発見された場合は、受注者にて修繕を行うこと。
12. 修繕材料については、原則受注者にて準備・手配すること。ただし、緊急を要し、材料の手配が困難な場合は、企業団にて支給（補修材料）する。
13. 修繕に係る費用は、監督職員と協議のうえ、修理内訳明細にて対応する。

4. 2 事前調査

1. 受注者は、工事に先立ち、必ず施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により調査確認しておく。特に重要な占用物については、管理者の立会いのもと調査を行うこと。
2. 調査の結果、占用物が支障するときは監督職員と協議すること。

3. 受注者は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、監督職員と協議のうえ、当該家屋等の調査を行う。
4. その他工事に必要な環境（道路状況、交通量、騒音、水利等）についても十分調査しておく。

4. 3 障害物件の取扱い

1. 工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督職員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了後、工事を進行させる。
2. 受注者は、工事施工中損傷を与えるおそれのある施設に対しては、仮防護など適切な措置を行い、工事完了後原形に復旧する。
3. 受注者は、地上埋設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合はその指示に従い、その内容について速やかに監督職員に報告し、必要があると認められる場合は監督職員と協議する。

4. 4 現場付近住居者への説明

受注者は工事着手に先立ち、監督職員と協議のうえ、現場付近居住者に対して工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努める。

4. 5 公害防止

1. 受注者は、工事の施工に際し、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び公害防止条例等を遵守し、ばい煙、粉じん、有害ガス、悪臭、地盤沈下、地下水の断絶等の公害による苦情が起らないよう有効適切な措置を講ずる。また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意する。
2. 受注者は、工事の施工にあたり表-1.1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月建設大臣官房技術審議官通達）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

3. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 51 年 3 月建設省経機発第 54 号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 9 年 7 月建設省告示第 1536 号）に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

表-1. 1

機 種	備 考
一般工事用建設機械・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

4. 6 道路の保守

1. 残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても受注者の負担で適切な補修を行う。
なお、関係官公署の検査を受けて引渡し完了するまで及びその保証期間内は、受注者が保守の責任を負う。
2. 運搬路等については、粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことがないように十分な対策を行うこと。

4. 7 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
また、受注者は措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4. 8 建設副産物

1. 受注者は産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示する。
2. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月国土交通事務次官通達）、「再生資源の利用の促進について」（平成 3 年 10 月建設大臣官房技術審議官通達）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月国土交通省事務次官通達）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図る。
3. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出する。
4. 受注者は、残土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出する。
5. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出する。
6. 受注者は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルトコンクリート、木材）を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材）を発生する工事で、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）の規定による建設工事の規模に関する基準を満たす工事に当たっては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後速やかに再資源化等報告書を監督職員に提出する。
7. 建設廃材、廃棄物を処分する場合は、次のとおりとする。
 - (1) コンクリート、アスコン廃材、汚泥、木材、石綿廃材等（以下「建設廃材等」という。）は、設計図書で特に運搬場所を指定する場合を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）等を遵守して受注者の責任において適正に処分し、不法投棄等第三者に損害を与えないようにする。
 - (2) 建設廃材等のうち、産業廃棄物と判断されたものの処理を委託する場合は、産業廃棄物の収集、運搬は処分を業として行うことができる者に委託する。また、産業廃棄物の収集、運搬又は処分状況は、常に実態を把握し適正な処理に努めるとともに、監督職員から指示があった場合は、処分状況報告書を提出する。

4. 9 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は設計図書等に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書等に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

4. 10 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督職員に報告する。

4. 11 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかる。

4. 12 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督職員が随時点検できるようにするとともに、工事完成時に提出する。工事記録写真の撮影は、特記仕様書（工事記録写真撮影要綱例）に準ずる。

4. 13 工事完成図

1. 受注者は、工事完成図を作成し、工事完成届に添えて提出する。工事完成図作成は、特記仕様書（工事完成図作成要綱例）に準ずる。
2. 工事完成図の平面図及び横断図、詳細図等の作成については、工事完了後現地測量を行い、最終の現況の形にて図面を作成し提出すること。
3. 工事完成図の作成後は、発注者及び設計者に CAD データ及び A1 または A2 用紙にて必要部数を提出すること。

4. 14 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督職員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を工事関係図書類一覧及び綴込順（別紙）に基づき整備しておく。